

令和4年

区民委員会会議録

とき 令和4年12月22日

品川区議会

令和4年 品川区議会区民委員会

日 時 令和4年12月22日（木） 午前10時00分～午前11時45分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 中塚 亮 君 副委員長 小芝 新 君
委員 本多 健信 君 委員 鈴木 博 君
委員 塚本 よしひろ君 委員 おくの 晋治 君
委員 藤原 正則 君 委員 松本 ときひろ君

出席説明員 伊崎 地域振興部長 川 島 参 事
（地域活動課長事務取扱）
吉野 戸籍住民課長 遠藤 商業・ものづくり課長
山崎 文化スポーツ振興部長 篠田 文化観光課長

○午前10時00分開会

○中塚委員長

ただいまから、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、誓願・陳情審査およびその他を進めてまいります。

本日の委員会もこれまでと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限としております。

そのため、所管質問については会議の効率的運用の観点から、なるべくご配慮をいただきたいと思っております。その上で、ご発言を希望される方は、今の時点でお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

なお、本日は1名の方の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

(1) 第107号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

○中塚委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

はじめに、(1)第107号議案、品川区印鑑条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉野戸籍住民課長

それでは、私から、第107号議案、品川区印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

項番1の改正理由についてですが、印鑑登録証明書の申請は、現状では窓口での印鑑登録証の提示、それからコンビニエンスストアに設置の多機能端末機、いわゆるマルチコピー機ですね。こちらの方法に限られております。品川区DX推進基本方針によりまして、全庁的に業務・サービスのデジタル化を進めることになりましたので、今回は区民の利便性の向上を図るため、オンライン申請が可能となるように法改正をさせていただきたいと思っております。

次に、項番2の改正概要についてです。印鑑登録証明書のオンライン申請ができるようにするために、条例と施行規則の整備をさせていただきたいと考えております。整備内容に関しましては、変更後の箇所をご覧ください。条例では、印鑑登録証を要せずに申請する方法を可能とする旨を記載しました。それから、施行規則ですが、スマートフォン等から署名用電子証明書を備えたマイナンバーカードを使用して申請を行い、印鑑証明書は後ほど郵送で交付する旨を記載させていただいております。

詳細は別紙資料の新旧対照表をご覧ください。

最後に施行期日ですが、令和5年4月1日とさせていただきたいと思っております。

○中塚委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○おくの委員

改正の条例の第18条ただし書で、別に規則で定める方法と定めているのですけれども、それで規則のほうで定めてマイナンバーカードを使うという形の定め方になってますが、そのマイナンバーカードがどうしても必要なのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。要するにマイナンバーカードがなければ、オンライン申請ということにはできなかったのかということです。

それから、マイナンバーカード以外の方法を規則で定めるというようなことは、お考えになられなかったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、これは私が分かっていないだけかもしれませんが、印鑑登録証を使わないで請求するわけですけれども、印鑑登録証を使わないで、これは条例のほうにあったのか、一定の事項を照合して相違ないことを確認するとなっていますけれども、どのような事項を照合して確認することになっているのかと。登録証を提示しないけれども、どのような事項を照合して相違ないことを確認することになっているのか、その点を教えていただきたいと思います。

○吉野戸籍住民課長

マイナンバーカードの申請なのですけれども、実際に窓口では印鑑登録証といったものを提示していただきます。これに関しましては、これがある意味本人確認と一緒になのです。あと、申請書を書いていただきまして、そこに必要な方のお名前と住所とか、そういったところを記載していただきます。

実際には、今回のオンライン申請なのですけれども、いわゆる印鑑登録証に代わってマイナンバーカードを使用することによりまして、そこで証明用のいわゆる暗証番号的なものを入力していただいて申請していただくのですけれども、そこではやはり申請書と同じように、名前と、それから住所、そういったところを入力していただくような、そのようなイメージになります。

○おくの委員

そうすると、要するに名前と住所、ご本人ですよということを照合して、相違ないことを確認している。それだけのことだと理解したので、よろしいわけですね。分かりました。今のは答弁は結構です。

続けていいですか。それで、マイナンバーカード以外の方法では、その個人の照合は不可能なのかということと、それからマイナンバーカード以外の方法ということを考えなかったのかということもお伺いしておきたいのですけれども。

○吉野戸籍住民課長

失礼しました。その点なのですけれども、まず印鑑登録証明証なのですけれども、やはり本人であるという確認をしなければいけませんので、今現在ではマイナンバーカードに代わるものがない状態なのです。ですので、いずれ、例えばウェブ会議とかが、今、大分盛んになってきておりますので、そういったところでの例えば顔認証であったりとか、そういったところの技術発展といいますか、そういったことは今後品川でもできるかもしれませんが、現時点ではマイナンバーカードで本人を確定するという方法しかない状況です。

○おくの委員

分かりました。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

○鈴木（博）委員

賛成です。

○中塚委員長

公明党。

○塚本委員

賛成です。

○中塚委員長

共産党。

○おくの委員

私は、オンライン申請を認めることで区民の利便性が高まるということではよろしいのですが、やはりマイナンバーカードには多々の問題点、従来から指摘されているとおりで、その利用、普及を促進していくことにつながるという意味で反対いたします。

○中塚委員長

品改。

○藤原委員

賛成です。

○中塚委員長

維新。

○松本委員

賛成です。

○中塚委員長

それでは、これより第107号議案、品川区印鑑条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本件は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中塚委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

(3) 第101号議案 令和4年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）

○中塚委員長

次に、会議の運営上、予定表の順番を入れ替えまして、(3)第101号議案、令和4年度品川一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○遠藤商業・ものづくり課長

それでは私から、第101号議案、令和4年度品川区一般会計予算のうち、品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金、それから商店街振興事業「商店街装飾灯維持支援金」、こちらの2点について一括してご説明をさせていただきます。

まず、補正予算書6ページをご覧くださいと思います。歳出の中で、産業経済費でございます。第5款産業経済費、第1項産業経済費に2億4,222万3,000円を追加いたしまして、合計で47億8,570万7,000円とするものでございます。

続きまして、内容のご説明に移ります。補正予算書のほうの21ページになります。こちら上段のほうになります。歳出予算ですが、まず中小企業活性化事業費といたしまして、品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金として、2億3,112万円、商店街活性化事業費として、1億1,103万円を計上するものでございます。こちらの詳細につきましては、それぞれA4の資料をご用意させていただいておりますので、そちらのほうでご説明をさせていただきます。

すみません、大変失礼しました。商店街活性化事業費のほうは、1億と申しましたが、申し訳ございません、1,110万3,000円の誤りでございます。大変失礼いたしました。

それでは、それぞれの項目につきまして、専用の資料でご説明をさせていただければと思います。まず、品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金について、こちらのほうからご説明をさせていただきます。

まず、目的でございます。こちら、原油価格高騰による経営への影響が顕著であり、取引価格・サービス料金への価格転嫁が困難な区内中小企業者等、特に直接的な被害を受けております運輸・交通分野、水産業分野の燃料費負担を軽減いたしまして事業の継続を下支えするために、年間売上高に応じて支援金を交付するというものでございます。

それから、支援金額でございます。売上額に応じて、10万円・20万円・40万円と3区分で用意させていただいているところでございます。

まず分野で、まず運輸の部分でございます。こちら、実際にはいわゆる許可が必要な事業者になりますけれども、トラック運送事業者、軽貨物運送事業者、タクシー事業者、介護タクシーも含むとなっております。それから貸切バス事業者をまず対象とさせていただきまして、交付要件といたしましては、売上高が3,000万円未満の事業者につきましては10万円、3,000万円から1億5,000万円未満のところにつきましては20万円、最後に1億5000万以上のところには40万円というところになっております。

次に、水産の分野でございます。こちらは屋形船の事業者、それから釣り船の事業者と書かせていただきまして、交付要件といたしましては、1,000万円未満のところにつきましては10万円、1,000万円以上のところについては20万円の支援金額とさせていただいたところでございます。

3番の申請期間でございます。予定になっておりますが、令和5年2月13日月曜日から3月17日金曜日までを予定しております。原則、オンラインによる申請という形になりますが、難しい方につきましては、紙でも申請は可能というふうにさせていただいておりますのでございます。

最後に4番の補正予算額でございます。(1)歳出、2億3,112万円で、内訳はこの記載のとおりでございます。

歳入につきましては同額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するというものでございます。

引き続きまして、もう一枚の用紙をご用意させていただいております。こちらは同じく商店街振興事業「商店街装飾灯維持支援金」についてでございます。

まず、目的でございますが、商店街が保有する装飾灯等は、商店街のにぎわいを演出するとともに、

区民の防犯・安全に寄与する一方、今回エネルギー価格等の高騰により管理費が上昇しまして、商店街活動にも大きな影響を及ぼしているところでございます。そこで今回、その電気代上昇分に対しまして、商店街装飾灯管理費を助成することで、物価高に苦しむ個店の負担を軽減するとともに、継続的な商店街活動を支援するというものでございます。

2番の事業内容でございます。この消費者物価指数、2022年9月、今年9月の部分になりますけれども、電気代が前年同月比で約30%上昇しているという統計がございますので、そちらを参考にしまして、令和4年度商店街装飾灯補助金における装飾灯維持管理経費、こちらにこの分の30%を助成するというものでございます。

(1) 対象商店街でございますが、区内に装飾灯・アーチ・アーケード内電灯を保有する82の商店街で、本数につきましては記載のとおりでございます。

(2) 支援金額でございますが、先ほどご案内いたしましたとおり、既に今年補助金を支給しておりますので、そちらの中の装飾灯維持管理経費の30%、1,000円未満は切捨てという形になります。参考として記載しておりますのが、基準額と維持管理経費のうち、低いほうの金額を現在装飾灯補助金として出させていただいているもので、それぞれの基準額がいわゆる上限額というような形になっているところでございます。

(3) スケジュールでございます。令和5年1月中旬に事業を周知させていただきまして、下旬から交付申請、請求書を受付、提出いただきまして、2月下旬には支援金の支出ができるという形で進めたいと思っております。

最後に補正予算額でございますが、1,110万3,000円で、内訳としては記載のとおりでございます。なお、この歳入につきましては、先ほどと同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金を充当させていただくものでございます。

○中塚委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして御質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

両方の支援金、燃料費高騰対策支援金にしろ、商店街装飾灯維持支援金にしろ、中小零細事業者の方々と商店の現在の経営上から、本当に求められているものだと思います。組むべきして組まれた予算だと思います。

ただ、この事業者がこの4つの運輸事業者、それから2つの水産事業者に限られていいます。この物価高や円安による仕入価格の上昇とか、それから消費の冷え込みなどによる利益の落ち込み、こういう現下の経済情勢から経営が厳しくなっている事業者というのは、ここに限られないのではないかと思います。製造事業者やその他の様々ある事業者の中から、この事業者に絞られた理由をまず第1点伺いたいと思います。

それから、年間売上高によってこの40万円、20万円、10万円、あるいは20万円、10万円というふうに区別されています。この商店街装飾灯維持支援金については、消費者物価指数が30%上昇しているから30%、従来の維持管理経費に30%を掛けて支援金額を出したのだというような根拠が示されているのですけれども、この燃料費高騰対策支援金についてはそこら辺の根拠がどうなっているのか、算定の根拠をお伺いしたいと思います。

それから、地方創生臨時交付金が原資になっているということなのですが、言ってみれば数十

年ぶりの物価高騰、これだけの物価高騰はということで、本当に大変な状況に置かれているということだと思います。

そうである以上、やはりこの地方創生臨時交付金に限らず、区独自の財源も出して支援していかなければならないのではないかと私は思うのですけれども、そのぐらい大変な状況ではないかと思うのですけれども、そういうことはお考えにならなかったのか。あるいはなぜ考えなかったのか。そこら辺のことをお伺いしたい。以上3点です。

○遠藤商業・ものづくり課長

まず、今回運輸業と、それから水産業に限定させていただいたところでございますけれども、それには燃料費ということで、燃料を一番使うという直接的に影響を受けているというところで、この2事業者を選定させていただいたというところでございます。ほかの事業者も当然傷んでいる、全ての事業者が多分使うのは、これは間違いないだろうと思っているところでございますけれども、今回は直接的というところに重点を置きまして、この2事業者を選定させていただいたというところでございます。

それから、年間売上高が算定の根拠というところでございますけれども、今回のこの燃料費をどういう形で支給するかというところでいろいろ考えたところがございまして、いろいろ他の自治体なども研究させていただいたところがございます。中には車1台当たりという形で支援金を出しているところとか、あとは実際に領収書を全部添付して出させるというところもあるように聞いているところがございます。その中で、私どもとしてはできるだけ事業者に負担をかけないで、また今年度、今既に12月で本年度中の執行という部分がございますので、かなりコンパクトな方法が必要であろうというところございまして、他区でも行っている売上高による方法が一番ベターというところで選択させていただいたところがございます。

おっしゃるとおり、現在、区内全ての事業者の売上高を把握するというのは、これはできないというのは承知しているところでございますけれども、一応経済センサスとか政策金融公庫の資料がございまして、その辺からおおむね他区でやっているようなところと、この今回の金額なのでございますけれども、それを当てはめていった結果、おおむね妥当であろうというところで、今回この売上高を参考にスキームを作らせていただいたというところでございます。

それから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生理事交付金を充当、一般財源を使っていないというお話なのですが、財源をどこから持ってくるかというのは、私どもの課といいますか、ほかの所管で考える部分、歳入の部分になるので、ちょっときちんと答えられないところもあるのですが、今回国から臨時交付金が入ってくるという話があったので、本事業に充当されたのではないかと考えているところであります。

現在、国や都などでもいろいろな形で燃料費の支援というのをやっているところがございますので、その辺の情報は当然こちらのほうで流れを注視しなければいけないところではございますけれども、当然私どもといたしましては、今までもそうなのでございますけれども、一般財源、特定財源にかかわらず、必要があれば支援をしていくという考えには変わりございませんので、引き続き注視していくという形で考えております。

○おくの委員

算定根拠なのでございますけれども、おおむね妥当性があると言われましたが、大体この商店街に対して30%を掛けて出したというようなものと同様に、この売上だったらこのぐらいの負担が増加しているだろうというようなことで、おおむね妥当だろうというような話なのでしょうか。

それが1点と、それから今回はこの事業者に絞ったとたしか言われたと思うのですけれども、経営が苦しくなっている事業者というのはほかにもあることはご認識されていることであるだろうと思うのですけれども、そういうところへの直接支援ですね。直接支援の必要性というのは、今どのように検討されているのでしょうか。お考え、いろいろ検討、あるいは考えられていないのか。そこら辺のことをお伺いしたいと思います。

それから、財源とあわせて、独自財源とあわせて、ほかの事業者へも支援しなくてはいけないのではないかとことを全然検討されていないのかどうなのか。検討する必要があるのではないか。そういう点をちょっともう一度はっきりとお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長

まず、運送事業者への支援金の妥当性というお話だったと思うのですけれども、商店街のほうは、もう全て一つの商店街がきちんと決算書なども持ってきていただいて、ここに幾らというのが分かっているので、ピンポイントにその乗せる分という形でできるのですけれども、ただ燃料費のほうは今回1,100件要求させていただいているのですけれども、事業によってやり方とかがあると思うのです。なかなか基準というような、ここは幾ら、結局車の車種によっても使う燃料費が違うとか、そういうのでかなりそれぞれの事務所によってばらばらだろうなと思っているところでございます。

ですので、どうしてもある程度のくくりは必要かなというところがありますので、今回については先ほど言いました、全部出させる、出してもらおうという方法もあろうかとは思っているのですけれども、ちょっとそれだとかなり事務費がかかってしまうかなというところと時間の関係がありますので、今回についてはこれがベターかなと思っているところでございます。

それから、製造業、お話いただきましたけれども、いわゆる運送業以外のところへの支援を検討しているかというところでございますけれども、コロナ禍以降、支援策というのも常に考えさせていただいておりますし、これまでも一般財源を投入して多くの支援策をやっているところでございます。

今後につきましても、国とか都が今回石油とかガス、電気のところでの支援があると聞いているところでございます。また、各事業者、業種によってもいろいろなところが個別に支援策というのを出されているところでありますので、その辺を見ながら、今後必要であれば私どものほうは支援策を今も考えておりますし、今後も検討し続けるというふうに考えているところでございます。

○おくの委員

ぜひぜひ検討していただきたいと思いますと思います。これはその業者自身の経営をきちんと立て直すなり、支援するなりしていかななくてはいけないというのがありますし、それから、その従業員の方の生活にも関わりますし、実際私などで相談を受けている事例から言えば、本当にその従業員の方から、コロナでこういうことになったから、やっていただきたいという方から相談を受けることが幾つかあるのですけれども、そういうふうに波及していきますし、それからその地域経済、きちんと経済が回れば、その場でその商店に対してお金を使ってくれるというふうに地域経済を回すという意味でも、この事業者への直接支援というのは、そういう間接的な意味でも非常に大事だと思います。

やはり非常に厳しい経営を強いられているというのは事実で、それも運輸・水産に限らないということは事実だと思いますので、支援する業種は本当に拡大していただきたいと思います。しかも、区独自の財源というのも使う覚悟で、直接支援を私は考えていただきたいと思います。そのことを要望いたしまして、終わりたいと思います。

○藤原委員

両方ともまさに時宜にかなった施策で歓迎するところなのですが、知らなかったという商店街、また中小企業の方たちが出ないようにしていただきたいと思うのですが、まずその辺については徹底的に広報していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長

広報のお話でございますけれども、商店街については既にもう申請していただいているところが対象になりますので、これはもうピンポイントでそのところにお声かけることができるかと思えます。

それから、運送事業者等につきましては、この辺はこういうご要望をいただいたところもございますので、その団体を通じてだとか、もちろん一般的な広報とかホームページとか、こちらもしっかりやらせていただきまして、できる限り漏れのないようにといたしますか、知らなかったということのないようにということで、使える手段は私どもで全て使って、周知をさせていただこうと思っているところでございます。

○藤原委員

漏れがないようにしてくださいね。せっかくいい施策だから。

それと、具体的にちょっと確認なのですが、まず品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金のほうなのですが、補正予算額のところの内訳で、想定件数が1,100件となっているのですか。これは具体的にどういうところから1,100件と出したのか教えていただけますか。

それと、装飾灯のほうなのですが、基準額で、これは分母が本だから、1本1万3,440円でいいのですよね。アーチが1基について2万6,880円で、アーケード内電灯が1本3,000円というので出ると、これ、その上に参考で本数が出ていますよね。例えば装飾灯が2,011本とか出ているのですが、それでこうやっていって、今回の予算額が1,108万9,000円ですよね。これで大丈夫なのですか。ちゃんと計算して出していると思うのですが、大丈夫だと思うのだけれども、具体的にこれこれこういうわけで大丈夫だという説明していただけますか。

○遠藤商業・ものづくり課長

まず、1,100件の根拠でございますが、こちらは関東運輸局のほうに聞きまして、実際に登録している事業者を聞きまして、そこから出ささせていただいたというものでございます。

それから、商店街の金額が足りるかというところなのですが、実際、例えば装飾灯で1万3,440円、この辺りなのですが、こちらにつきましては実際に電気代を、領収書を含めて出していただくのですが、これに満たない、最近LEDに替わっている商店街も多くて、ここまではいかない、それ以下の商店街も今かなり、70%強ありまして、ですので、1本当たり1万3,440円まで払わないところが多い。ですので実際には計算した結果、今回の金額で十分足りるところで考えております。

○藤原委員

それでは運送のほうなのですが、そこを具体的に伺いたいのです。運輸局に聞いて1,100件というのは、1,100件も品川区に事業者があるのですか。そこを具体的に教えていただきたいのです。例えば会社が1,100件あるのですとか、そうではなくて、タクシーが何台あってとか、そういうので計算してこうなるのですよと。だから、2億2,250万円かかるのですと具体的に1,100件が分からないので。

○遠藤商業・ものづくり課長

例えば、関東運輸局に確認したところ、これは届出が必要、許認可が必要になりますので、それで数

字が分かったところで、例えばタクシー事業者ですと332件、貸切りバスが7件、トラック運送事業者が150件、軽貨物運送事業者が578件、屋形船が14件、釣り船が11件、これを合計しますと1,092件という形になりますので、今回1,100件という形で出させていただいたというところでございます。

○藤原委員

その1つの例だけを伺いますが、タクシーが三百何十件というのは、三百何十会社があるということですか。タクシー会社が品川区内に370会社あるのですか。

○遠藤商業・ものづくり課長

個人事業主の方もいらっしゃるので、会社かと言うとちょっとまた微妙なところがあるのですけれども、それだけの少なくともうちのほうの助成の対象者がその件数という形になってございます。

○藤原委員

じゃあ最後に1個だけ確認です。運送業が一番数が多かったけれども、運送業も、いわゆる個人でやっている運送業も入れてということで、そういうものを全部含めて1,100件になるということでよいのでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長

ご指摘のように、そのような形で考えています。

○藤原委員

よく分かりました。

○松本委員

今のところでお伺いしたくて、その数のところは藤原委員がおっしゃったとおり、結構不思議なところもあるのかなと思って、結構数が多いのかなというイメージを持って、それで区のほうで何か統計がないのかなと思っていたら、事業所・企業統計調査というのがあろうかと思えます。そちらを見ると、産業の事業所数の数値が、平成18年なのですが、10年以上経ってもそれほど大幅に増加するとは思えないので一応これを見ると、運送業がそれほどないというか、600件とか700件とか、そのぐらいの数字が出てきていて、これは逆に言ったら事業所数なので、個人事業主も入っているのかなと思っていたのですけれども、ここの乖離はどう理解すればよろしいですか。

○遠藤商業・ものづくり課長

ご指摘いただいているところの資料につきましては、個人事業主が入っていないと聞いておりますので、ですので今回の予算ではさらに乗ったような形になっております。

○塚本委員

その申請についてなるべく簡素にしたいということで、売上規模に応じて、売り上げたところを基準にしてやりますよと。オンライン申請を原則にするということが書いてありますけれども、そうすると、会社なり個人事業主なりが申請してきたときに、売上がどの規模かというのは、どういった形で、あなたの売上が3,000万円以下ですねとか、あるいは1億5,000万円以上ですねというのはどういうところで判別するようになるのでしょうか。そのやり方です。

○遠藤商業・ものづくり課長

申請の段階で事業税の証明書と、それから確定申告を出されていると思いますので、そちらで確認するような形で考えております。

○塚本委員

その確定申告はいつまでの、年度はどこが対象になるのですか。

○遠藤商業・ものづくり課長

決算期はそれぞれ結構ばらばらかと思うのですけれども、一応決算期が2019年1月から今年、2020年12月までの間、コロナ前も一応考えてということで、その中のどこかの決算期のものを出していただければということでございます。

○本多委員

すみません、区民委員会の所管ではないのですが、以前、補正予算で銭湯の浴場について、区の補正予算としては銭湯の浴場に1か所当たり10万円掛ける12か月で120万円という積算だったのです。今回この補正予算で、10万円から40万円の区分で支援金ということなのですから、1回で幾らという、12か月とかいう単位ではなくて1回という、その辺の考え方を教えていただきたいのですが。

○遠藤商業・ものづくり課長

1回分というところで、先ほどちょっとお話ししました対象事業者がかなり多くいるというところで、実際にその10万円がいっぱいもらったと感じるところもあれば、少ないねと感じるところもあろうかと思えます。その中でどうしてもちょっとまとめなくてはいけない部分がありますので、今回は取りあえず10万・20万・40万という、他区の状況なども参考にしながらこういう設定にさせていただいたところでございます。

○本多委員

あともう一つなのですから、運輸・交通分野でそれぞれ質疑で分かりましたけれども、例えば貸切バス事業者が入られていますけれども、民間の路線バスとかは対象外ではないですか。その辺の運輸・交通分野の全てとか、水産業分野の全てとかではなく、何かその網羅できていない部分の線引きは、どうしても行政ですからどこかで線引きするのは理解できますが、どういう考え方で線引きをされたのか教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長

今回の貸切バスは大丈夫だけれども、いわゆる路線バスみたいなものは対象でない。路線バスを運営しているところは比較的に大手のところ、私どもの支援の対象ではないというところが多いと考えているところがあるのと、あとは一定線引きする中で、やはり貸切りバスは当然需要がないとなかなか走らないというところ、かなり傷んでいるというところも、燃料費以外の部分でもちょっと勘案させていただいて、通常の運行バスであれば常に走っているような状況、当然お客さんが少なくはなっているかと思うところではありますけれども、その辺も含めればというお話も重々承知しているところでございますが、今回についてはこのようにさせていただくということでございます。

○本多委員

分かりました。意見が出ているところなのですから、今回この補正予算、本当にこういうできることを支援していただいて、本当に区としても努力していただいていると思います。それぞれおくの委員からもお話が出ましたが、先ほどの答弁で他の自治体を参考にしているいろいろな考えていただいているようですので、他の自治体も各分野、業種、幅広く支援が進んでいるところもありますので、さらに支援を、燃料に限らず電気、水道、全ての高騰に対する支援を幅広く全庁的に進めていただきたいと思えます。

要望で終わります。

○小芝副委員長

ご説明ありがとうございます。私のほうから、商店街装飾灯維持支援金のところで若干お聞きしたいと思えます。

まず、対象の商店街、82商店街ということなので、こちらのほうは規模は問わずという、例えば商店会、または商店街振興組合という規模がたくさんあると思えます。これはもう規模は問わずという認識でよろしかったでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長

はい。全ての商店街を対象とさせていただきます。

○小芝副委員長

この1年でコロナ禍の影響によって、商店街によってはやむなくこの装飾灯、こういったアーチなどを撤去した商店街も実際にあります。ただ、もう少し待っていただければなというところでもあるのですけれども、やはり一度撤去してしまったまちにある小さな規模の商店街にも、ぜひ、これはあくまでも既に電灯を保有している商店街が対象ということなのですけれども、既にこの電灯をなくしてしまった、撤去してしまった商店街にも何かしらの支援を検討していただきたいと思うのですけれども、その辺の考えについて教えていただけますでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長

今年度撤去した商店街もおありになると思うのですけれども、こちらの当初の装飾灯の補助金のときにはまだ撤去していない状態で対象としていた、全部こちらのほうで補助金を出させていただいたのですけれども、一応今回のスキームとしては、そこも今は撤去している状態なのですけれども、これからというよりこれまでかかっているというところに全部基点を置いておりますので、今年撤去したところにつきましては、対象とさせていただきます。しかし、昨年度に撤去してしまったところにつきましては、申し訳ないのですけれども、今回はちょっと対象外という形になるところがございます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

○鈴木（博）委員

賛成です。

○中塚委員長

公明党。

○塚本委員

賛成です。

○中塚委員長

共産党。

○おくの委員

賛成いたします。

○中塚委員長

品改。

○藤原委員

賛成です。

○中塚委員長

維新。

○松本委員

賛成です。

○中塚委員長

それでは、これより第101号議案、令和4年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

商業・ものづくり課長はご退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(2) 第115号議案 指定管理の指定について

○中塚委員長

次に、(2)第115号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○篠田文化観光課長

それでは、私から、第115号議案、指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず1番、管理を行わせる施設でございますけれども、品川区立荏原平塚総合区民会館、いわゆるスクエア荏原でございます。

2番の指定管理者候補者でございます。公益財団法人品川文化振興事業団でございます。

3番の指定期間でございますけれども、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

4番、指定管理者候補者の選定でございます。こちらは今回、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定いたしました。具体的には、品川区立荏原平塚総合区民会館指定管理者候補者選定委員会を設けまして、そちらで審議をいたしまして選定したものでございます。

5番の指定管理者候補者の選定までの経緯でございます。流れといたしましては、本年6月15日から募集要項の配布を開始いたしました。その後、7月5日に説明会を開催いたしまして、その翌日、7月6日から15日までを応募受付の期間といたしました。その後、8月25日に指定管理者候補者選定予備委員会を開催し、9月2日に選定委員会を開催いたしまして、最終的に文化振興事業団を選定したものでございます。

ちなみに選定の理由でございますけれども、大きく3点ございます。1番目が、指定管理につきましては、これまでの10年間で培われた実績と経験に裏づけられ、安定感のある提案であったということ。

それから民間事業者との連携・協力体制も取れており、安心して運営を任せられるという判断があったということでございます。

2番目に事業については、提案自体は非常に標準的ではあったものの、オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承や地域との関連性を重視した具体的な提案もあり、今後に期待できる内容であったということ。

3点目としまして、施設運営を安定して行う能力といたしまして、公認会計士による事業者経営分析の結果、経営に支障はないということであったということでございます。以上3点が選定の理由でございます。

なお、この経緯につきましては、別におつけしてございます選定結果等報告書に詳しく記載がされてございますので、後ほどお目通しいただけたらと思います。

6番の今後のスケジュールでございます。本定例会におきまして指定管理者の指定議決をいただいた後に、指定管理者に指定通知書を送付いたしまして、その後、管理運営等に関する協議を行った上で、協定を締結するという予定でございます。

○中塚委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

指定管理者の指定、議案そのものではないのですが、この荏原平塚総合区民会館、スクエア荏原ですね。ホールがあって会議室があってということで使うこともあるのですが、会議室などを使う場合は区民集会所と同じように使えることになるのですけれども、区民集会所を普段使っている身としましては、少しだけお値段がお高いということになるのですよね。それで、やはりその他の施設のように料金を引き下げていただければありがたいという声もありまして、これを指定管理者の努力で引き下げられないものなのかという、区側もそういう努力を促すというか、区側からもそういうふうにはしていただけないものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○篠田文化観光課長

スクエア荏原の利用料金につきましては、基本的に区の条例で定められているものでございます。基本的に施設の利用料金の体系というのは、ほかの施設とのバランスもございまして、それぞれいわゆる平米単価ですとか、そういったものを踏まえて最終的に決定がされているというところでございます。

確かに地域センター、区民集会所と比べると、高く捉えられる方もたくさんいらっしゃるのですけれども、施設としても非常にその他の集会所とはまた一段グレードの高い施設ということもございまして、ご要望として承らせていただきまして、今後、場合によっては利用料金等、うまく運営が回っていく中でそういった余地があるのかどうかというのは、流れの推移を十分注視してまいりたいと考えているところでございます。

○おくの委員

要望として申し述べておきますので、よろしく願いいたします。

○藤原委員

この詳しい報告書なのですけれども、6番の選定理由で、10年間の実績がありますと、とても安定しているのだと、経験に裏づけられているのだと、すごく評価が高いではないですか。しかし、7ページの(6)の選考基準に基づく採点表は、提案内容の評価は満点が480点で340点です。財務状況は

満点20点で12点です。総合点数が満点500点で352点ではないですか。

私個人の意見ですけれども、これは高いと、それは500点だから250点と考えれば、半分の点数よりも高いという評価にはなると思うのですけれども、この選定理由に書いてあることがこの点数とイコールになるのかなという思いもあるのですけれども、いや、イコールになったからここの品川文化振興事業団に頼んだと思うのですね。しかし、ちょっとこの点数、担当としてはどう思うか教えていただきたいのです。このぐらいの点数で、これだけ評価する選定理由になるのでしょうか。

○篠田文化観光課長

今、委員からご指摘のあった採点表に基づく評価でございます。総合点数からすると、500点満点の352点という、7割という形です。

実は今回、応募された事業者が1団体だけだったのですね。幾つかの複数の事業者があるときにはどうしても比較があって、そこで点数の差がつきやすいのですけれども、1者だけですとなかなか中身を見ていまして点数というのがつけづらいところは、委員の方もあったのかなと思います。

私どももこの審査にあたりましては、最低でも60%の得点は取らないと、指定管理者として指定するのは難しいだろうと思っていたのですけれども、最終的には7割のご評価をいただいたということでございます。

また、個々の具体的な部分になりますと、例えば財務状況に関しましては、満点が20点で12点は低いのではないかとということでございますけれども、実は様々プロポーザルをしていきますと、公認会計士の評価というのはなかなか厳しいものがございます、一般的にはこれはAからEの5段階で評価をするのですけれども、今回C評価という形でいただいております。真ん中です。

普通、一般的にプロポーザルをするときに、Aの評価を取る会社というのは実はほとんどないのです。Bがときどきあって、大体CかもしくはDで、Eになってしまうとこれはもう駄目ということになってしまいますので、実は経営基盤に関しましては、C評価というのは決して低くないというふうな状況もございます。

ですので、全般的に数字だけ見ると7割というのが高いのかどうかというのは、ちょっとそれぞれご評価があるかと思うのですけれども、私どもとしては1者だけでふさわしいかどうかという審査をさせていただいた中では、きちんと点数を取れていると判断したところでございます。

○藤原委員

そうですか。1者ですか。初めに指定管理というような制度を導入したときには、民間にいろいろプロポーザルして、切磋琢磨していいものを、だから指定管理は5年ごとにとかね。1者。この事業は、民間の方が魅力がなくて申し込んでこないかもしれない。または、あまりにも文化振興事業団がすばらしい事業をするから、うちが申し込んでも無理だ、もう最初から諦めているかもしれない。

私個人の意見としては、せっかく指定管理という制度にしたのだから、何者かプロポーザルして、そこから選んでいっていただく。これは行政の責任ではないですよ。申し込まれるのはオープンにしているのだから。しかし、1者しか申込みがないというのは、やはり私個人としていかなものかという思いがあるのですけれども、最後に担当としてはどう思いますか。

○篠田文化観光課長

今回、最終的にプロポーザルにご参加いただいたのが1者というか1団体だけになってしまったのですけれども、実は当初、この募集要項を配布したときには5つの会社・団体からその意向が示されたということではあるのです。募集要項をご覧になって、その説明会だったのですけれども、その説明会の

段階では3者になってしまった。その時点で、2つの会社はご辞退されたというようなことで、その後説明会を受けて、最終的に正式に応募してきたのが、この品川文化振興事業団だけになってしまったということです。

その辞退された経緯につきましては、追跡調査等をしているわけではないので正確な理由は私どもも把握しているところではないのですけれども、募集にあたってお示ししている資料の中では、例えば過去5年間の指定管理料について参考情報としてご提示しているのですけれども、やはりその金額を見て、特に大きな会社などですと、なかなかもうけが出ないという判断があったのかなとか、あるいはこの規模の施設になるとそれなりにかなりの人員が必要になってきますので、その辺を改めて積算したところ、人の手当がなかなか難しいということも聞きますので、例えばそういう判断があったのかなとは推測はしているところでもございますけれども、それぞれの事業者のご事情があって結果的にそうなったのかなと考えているところでございます。

○藤原委員

今の答弁で安心しました。だってこれだけの資料を見ると、最初の答弁ではもう1者しかなかったのですというふうになってしまうじゃないですか。競争するところがなかったから、7割評価になったから選んだのです。これが大分低かったら、例えば財務だったら、A・B・C・DがあってEだったら駄目ですと説明をしてくださったわけですよね。しかしこしかななくてというお話だった。

だから、今度または5年後とかにこういう説明をするときには、やはりこういう形でこれだけ募集があって、こういう資料を出して、応募があったのが3者で、それでも最後1者になったからというふうに説明してくれないと、最初のときに1者、ここだけしかなかったというふうに思ってしまうじゃないですか。この資料で審議するわけですから、だからその辺も、今度代わるのが令和10年ですから、そのときには募集をかけて何者応募が来て、そこから何者に絞られて何者になったのですという形で、ちゃんと分かりやすくその辺は報告していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○篠田文化観光課長

ただいま委員からご指摘あった件でございます。私どもも当初はどういう形でご説明させていただこうかと考えたときに、実は正式に応募があったのは最終的には1者だけになってしまったということもあるものですから、初めに5者というのも意向を示されたという状況だったものですから、なかなか正式な資料としてお示しをするのは難しいのかと思って、この形でご説明させていただいたのですけれども、確かにご指摘のとおり分かりにくい点もあるのかなと思いますので、次回ご説明させていただくときには、その辺を十分配慮した形で行っていきたいと思います。

○松本委員

ありがとうございます。今の藤原委員の質疑のところは、私もすごく同じような思いを持っていて、初め5者が意向を示したけれども、最終的に1者になったというところで、考え方としては採算が合わなかったとかいろいろあると思うのですけれども、本件ではなくて一般論としてたまに言われるのが、やはり民間は応募したいけれども、募集要項の条件の段階でいろいろと、本件ではなくてほかのところであるのは、もうある程度絞られているというか、どこかの事業者が入ることをもう行政のほうでも絞っていて、そこしか当てはまらないような条件を持ってくるというふうな話とかいうのも、本件がそうであると言いたいわけではありませんが、世の中にはあると思います。

その中で、ではそれをどのように考えていくのかというときに、こういう審議をさせていただく際に、資料との関係でというところがあるのかなと思っていて、例えば今回もこの報告書をつけていただいて

いるのはすごく本当にありがたいのですけれども、それに加えて、例えば募集要項とかもつけていただくと、我々もそういうところが募集要項の中で、あるいは仕様書とかそういうふうなところもつけていただくと、我々もそこが見やすいのかなと。

今日、何でそういう質問をさせていただくかという、実は今回常任委員会で、5つのうちたしか3つ指定管理者に関する議案が出てきているかと思います。少しびっくりしたのが、各委員会が出てきている資料が全く違って、一番ちゃんと出てきているのが確か建設委員会で、その募集要項と仕様書のところまで全部出してきているのです。そうすると、ファミーユの案件だったと思うのですけれども、全部見ることができる。

一方で一番ひどいのが文教委員会で、報告書は出てきているのですけれども、何でしょう、細かいその指定管理の流れといいますか、実際に何か審議されたのかとか、配点表とかも出てきていないという、なので区民委員会の場合は今回真ん中ぐらい、中央くらいかなと思います。

その辺りがやはりちゃんと出てくると、我々もさらにしっかり審議できるのかなと思いますので、次回、必ずしもこのスクエア荏原に限らずほかの指定管理の議案が出てくる際には、できるだけその募集要項とかまでお出しただければと思いますので、いかがでしょうか。

○篠田文化観光課長

ただいまの募集要項等についてのご質問でございます。私どもも今回ご説明するにあたって、資料はどういったものでご説明をしようかと思っちょつと考えたのですけれども、今回こういう形にさせていただいたのは、実は募集要項ですとか、あとは指定管理要求基準書といったものに基づいて募集をかけたのですけれども、実はこれを全部印刷すると七、八十ページぐらいになってしまうような、なので、ちよつとこの場では審議でなかなか全部お目通しになるのは難しいかなという思いがあって、ちよつと省略させていただいたところでございます。

私どもも通常の委託案件などですと、仕様書などは10ページ程度で済んでしまうのですけれども、指定管理に関しましてはかなり細かいところまで規定することもございますので、そういった状況もあったということで、今後、やはりあまりにも分量が多いとなかなかちよつとつけづらいという思いはあるのですけれども、その辺、バランスを見ながら考えてまいりたいと思います。

○松本委員

ありがとうございます。2点あって、今のお話で、その募集要項というのは今はもうインターネット上に公開されているのでしょうか。もしそうであれば、我々もそこにアクセスできるのかなというのが1点。

あと、これはもう行政側というよりもやはり区議会ですね。今のところもしそういう場合は、ぜひ議会側にご相談いただきたいのかなというのが、ペーパーレスの関係というのか、我々はタブレットを持っているので、本当であればそういう場合は、逆に言ったら紙のほうはちよつと大部数になってというので、じゃあ、タブレットのほうでご覧いただきましょうみたいなことになれば、多分それほど不都合はないのかなと。多分PDFで作られている資料だと思いますので、その辺りは障害がないのかなというところからとか、会派としてはずっとペーパーレスをやるべきで、この紙の資料も本当に必要なのかなというところは訴えていたところ、これは議会のほうとしてペーパーレスに反対している会派があるというところで、極めて遺憾に私は思うのですけれども、今申し上げたように、1つはこのインターネット上で公開されているのか否かというものと、資料のあり方として、紙ではなくてタブレットで配信するという方法が、ちよつと所管としてお答えしにくいかもしれませんが、そういう考え

方があり得るのか、お願いできればと思います。

○篠田文化観光課長

まず、インターネット上で今確認ができるかどうかというご質問でございますけれども、ちょっとまだ最終的な確認はしていないところですが、たしか募集期間終了後は一定期間見られるようになっていたはずなのですけれども、今は恐らく削除されて見られなくなっております。

それから、タブレット配信等の可能性についてでございます。こちらにつきましては、例えば、委員会でのご審議に関しては最小限の資料を紙でご用意させていただいて、別途そういったタブレット配信ができるかどうかというのは、議会運営の関係もございますので、事務局のほうとも相談しながら、そういった手法が可能であれば、逆に言うとデータで送る分には私どもも全然問題のある話ではございませんので、その辺については別途また検討させていただければと思います。

○松本委員

ありがとうございます。確かにインターネット上は多分もう、調べたけれどもなかったのかなと思いますので、いずれにしろ我々議員が見ることができるようにしていただけると、審議に資するのかなと思います。

タブレットの配信については、ぜひ議会側のほうともご検討いただければと思いますし、ここで、ここからは行政というより議会側ですけれども、改めてやはりペーパーレスというか、こういうふうなところから見ても、じゃあ、紙で全部出すということの、今それが必要なのか。我々は政務活動費をもらっているわけですから、データでもらったものを必要な人が政務活動費を使って印刷すればいいのに、なぜこの品川区議会はまだそれができていないのかということ意見を申し上げて、私の質問は終わります。

○塚本委員

1点だけちょっとお伺いしたいのですけれども、7ページの委員の意見の一番最後、稼働率の向上についてもっと努力をしてほしいというようなことがあります。これはコロナ禍でがたんまと落ちたということに対するものではなくて、恐らく以前からこの稼働率ということについては、たしかもうちょっと上げられないのかという話が出ていたように記憶しているのですけれども、まずその1点、コロナ禍からの回復という意味での意見なのか、そうではなくて、もっとそもそもの話なのかということと、やはりここは以前からの課題としてなかなか改善されてこないということとありながら、今回こういった形でまた工夫がもっと欲しいという指摘がされていることに関して、指定管理者側としてしっかり課題として認識して、何かしら対策を打っていかうみたいなところで示していただけるものがあるのであれば、教えていただければと思います。

○篠田文化観光課長

まず、稼働率に関してでございます。今委員からもお話があったとおり、以前からスクエア荏原に関しては、少し稼働率が低いのではないかという指摘を受けているのは間違いのないところで、今回それが意見となっております。

これは、同じ総合区民会館のきゅりあんとどうしても比較をされてしましまして、きゅりあんが駅前の一等地にあるというのに比べますと、やはりどうしても駅からちょっと離れたところにあるということで、あと、場所的にも大井町の駅前というのと、武蔵小山、あるいは戸越銀座の駅からそれぞれ10分程度かかると。例えば、企業の利用などもなかなか難しいところがあるなどがございまして、長年の課題にはなっているのですけれども、指定管理者としての努力というのは様々やっております。

ろでございます。

実は、私も以前スクエア荏原の館長をさせていただいたことがございまして、その頃からやはり何とか借りていただけるようにということで、例えば、大した話ではないのですが、リピーターを増やしていきたいということで、1回ご利用いただいたお客様に館長として改めてご意見を聞きながら、ぜひまたご利用をお願いしますみたいな形で働きかけをさせていただいたこともあったのですが、正直なかなか難しいところもあるのかなといったところでございます。

いずれにしても、指定管理者も手をこまねているわけではなくて、様々な努力はしているということだけはご案内させていただければと思います。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

○鈴木（博）委員

賛成です。

○中塚委員長

公明党。

○塚本委員

賛成です。

○中塚委員長

共産党。

○おくの委員

賛成です。

○中塚委員長

品改。

○藤原委員

賛成です。

○中塚委員長

維新。

○松本委員

賛成です。

○中塚委員長

それでは、これより第115号議案、指定管理者の指定について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

令和元年請願第21号 選択的夫婦別姓制度の国会審議を求める意見書を国に提出することを要望する請願

○中塚委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

令和元年請願第21号、選択的夫婦別姓制度の国会審議を求める意見書を国に提出することを要望する請願を議題に供します。

本請願は令和元年12月2日、令和3年4月19日および令和4年4月18日の委員会において審査し、継続審査の扱いとなったものでありますが、今期の委員会では初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○中塚委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉野戸籍住民課長

それでは、私から、選択的夫婦別氏（別姓）制度についてご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

項番1についてです。平成27年の最高裁判決でございます。

(1)では、上告人は夫婦別氏を望まれる方々の主張でございます。夫婦が同じ氏を名のることを定めて民法750条は憲法違反であるにもかかわらず、国は必要な措置をとらない。立法の不作为を理由に、国家賠償請求訴訟を起こしたものになります。

(2)がこの判決になります。民法750条は憲法違反ではないという判断でしたが、制度のあり方は国会で論じて判断されるべきものとされました。令和3年度の最高裁判決も同趣旨の判断がされております。

次に、項番2の国の検討経過でございます。法務省では、平成3年から婚姻制度の見直しを審議しておりまして、平成8年、平成22年にそれぞれ夫婦別氏制を盛り込んだ民法改正案を準備していましたが、いずれも国会への提出には至っておりません。

また、(2)でございます。令和2年12月の第5次男女共同参画基本計画の中でも、制度導入について検討を進めるとされております。

次に、項番3のグラフでございます。これは内閣府による令和3年の世論調査の結果でございます。資料は法務省ホームページから引用させていただきました。当調査は平成8年からほぼ5年おきに実施しておりまして、令和3年度の設問がこの前と変わっておりますので、今回は令和3年度の結果のみ記載させていただいております。

設問で大きく変わった点は、平成29年度の設問の表現が、「法律を改めても構わない」になっておりましたが、令和3年度は「法制度を設ける」や、「選択的夫婦別氏を導入したほうが良い」に変更されております。

次に、項番4でございます。住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等についてでございます。女性活躍推進の観点から、令和元年11月から旧氏の記載をすることとしました。4月の報告で

は、761名の方から旧氏の記載の登録申請がされていることをご報告させていただきましたが、11月末現在では937名の方からの登録申請がされております。

(2)以降は記載のとおりでございます。

○中塚委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑、ご意見等ございましたらご発言願います。

○本多委員

最高裁は夫婦同姓を2度支持したということが、大変重要なことだと思います。

それで質問は、ここ20年あまり、旧姓の通称使用というのが拡充をされてきておりますけれども、品川区内を見て、この旧姓の通称使用というものが、私は品川区内を見たときに何の問題もないと思っているのですけれども、その辺の感触をちょっと教えていただきたいと思います。

○吉野戸籍住民課長

先ほどの説明の中で、4月のときの761名から、今回は937名ということで若干増えていらっしゃると思いますので、そういった意味でいきますと、こういったところで使用していきたいという方が増えてきているのかなという感触でおります。

○本多委員

その拡充はもう本当にすごくそういう手応えがあると思うので、私もそう感じるのですけれども、本当に何も問題ないのではないかなと思って、ちょっと聞かせていただきました。

それで意見をちょっと述べますと、夫婦別姓に対する課題ですね。ファミリーネームの消滅ですとか、子どもの利益に反する、子どもが姓を選ぶ、親と共に考えるのかもしれませんが、その子どもの混乱ですよね。それと、またその制度が導入された場合、改めて姓の選び直しに混乱を来す等々課題があるなということを述べて、終わります。

○おくの委員

まず、今日はぜひとも採決して採択してほしいと思います。そうでないと、これは来年4月にはもう選挙になってしまいますから、今日継続ということになると、廃案になってしまいますので、この請願はせっかくの請願ですから、やはり採決して採択ということで、ぜひとも採決していただきたいと思っております。

この最高裁判決を引用されていますけれども、要するに立法府、国会に審議してほしいという、国会で審議すればいいということだと思いますけれども、そのようにそれをこの請願も求めているわけで、この請願どおりにして何の問題もない。それで誰かに不利益を及ぼすようなものではないので、やはりこの請願を素直に採択でいいのではないかと私は思います。

それから、選択的夫婦別姓制度自体、今のように同姓になる、一つの氏になることをどちらか一方に強制するのではなく、どちらか一方というか、別姓で今のままの姓でずっと生涯過ごしていきたい、でも結婚はしたいという方に対して、同姓であること、姓を変えることを強制するのではなくて、同姓になりたい人はなるし、それから自分の生まれ持った生まれたときから使っている姓を一生使いたいという人は使えるようにするという、制度の枠組みを広げるだけのものですから、どなたに対しても不利益をもたらすような制度ではないと思うのです。

今の夫婦同姓制度自身が旧姓をそのまま、旧姓というか生まれたときから使っている姓を一生使っていきたいという方に対して、どうしても不利益を強いている制度になっているという点にどうしても

弱点がありますので、夫婦別姓制度を何らかの形で入れていくというのは、賛否はあるでしょうけれども、やはりどなたに対しても何の不利益をもたらすものではないというので、反対する理由はないのではないかと私は思います。

それから自分ごとなのですけれども、もう亡くなりましたが私の父親は、子どものとき別姓だったのです。要するに、私は奥野で父親の姓を名乗っています。父親は生まれたときから、当然ですけれども奥野という姓なのです。ところが、父親は5人きょうだいの4番目ですけれども、父親の両親も、それから父親のきょうだい、だからほかの4人も清水という姓なのです。というのは、祖母が私の父親を身ごもっているときに、その祖母の実家から、祖父母は強制的に一旦離婚させられているんです。

というのは、祖父はずっと貧乏でして、小学校も行けなかったような人ですから、小学校も行けなくて字の読み書きもできなかつたような人なのです、私の父方の祖父というのは。それでずっとぎりぎりの生活を続けていて、でも2人は恋愛結婚だったのですけれども、とにかく父を身籠っているときに強制的に離婚させられて、その間に父が生まれたもので、奥野という祖母の実家の姓を名のっているのです。その後、やはりどうしても結婚したいと言って2人はよりを戻す。祖母の実家も許可をしたのでしょう。詳しい事情は知りませんが。ですから、私の父親だけ奥野という姓で、ほかの両親も、つまり私の祖父母ですね。それから父親のきょうだい、私のおじ・おばにあたります。もう全部清水という姓だったのです。ずっとそれで育ってきた。しかし、要するに家族の一体性などというのは全然損なわれていないわけです。

例えば、父親は肺結核を患って私が生まれる前に右の肺を全部摘出してしまったもので、身体障害者手帳の2級をたしかずっと持っていた人なのですけれども、物すごく始終病気をしていたのです。例えば父親が2週間入院せざるを得なくなるときには、私の小学校入学のときですけれども、その父親のすぐ上の兄の家に2週間か3週間預けられるわけです。ということがごく普通に行われた。あるいはその何十年か後ですけれども、その兄が生活に困ったときはうちの父親が何百万円か融通するし、あるいはみんなできょうだいそろって、祖父母はもう亡くなっていたかもしれませんが、みんなきょうだいで集まってもちつきをしてわあわあやっている光景を私は今でも覚えていますし、だから姓が異なると家族の一体性が損なわれると、壊れてしまうというのは杞憂というか、私の経験している事実には少なくとも反するわけですね。だから、必ずしもそうは言えないということがあります。

ですから、以上言ったような私の体験と、それから夫婦別姓制度はどなたにも不利益をもたらすものではない。加えて、この請願自体はその夫婦別姓制度を導入しろと言っていることではなくて、最高裁判決が言っているように国会の審議、国会で決めてくださいと最高裁判決は言っているわけですけれども、その国会で決めるための審議をやってくださいと言っているだけのことで、ごくごく当たり前の当然のことを言っているだけの請願を、採択しないというほうが極めて不自然ではないかと思うのです。

そういう意味で、採択せずに廃案に持っていくというのは、ちょっとあまりにも不自然、むしろ議会の態度としては若干乱暴かなという気が私はします。ですから、採決して採択ということで、私たち品川区議会の態度を示すのが一番自然な態度ではないかと私は思います。ですから、そうしませんかと皆さんにお訴えしたいです。これが私の意見です。

○松本委員

意見を私どもも申し上げさせていただきたいと思うのですけれども、最高裁の話が出てきていますが、本当に弁護士として思うのは、最高裁というか日本の裁判所制度というのは、三権分立と言いながら行

政寄りの話を極めて出していくので、あまり最高裁が言っていることを額面通り受け止めるのもなと思いつつ、さらに立法にボールを投げるとというのが日本の最高裁がずっとやってきたことなので、立法がどう判断するかということだと思います。

私たちは区議会議員なので、国に要望、意見書を上げるときも、区民からどういうふうな意見が出てきているのかということが大事かと思えます。では、不都合があるのかどうかということで、不都合があるというふうに私も思っています。これは区民の方たちと話していてもやはり出てきて、それはパスポートの話もそうですし、婚姻のタイミングで口座の名義を変えないといけないというのは、これはもう男性・女性どちらが変えるかはありますけれども、よくいろいろなところでお話しますが、両方とも夫婦が社長をやっているとかいうときには、もうこれは圧倒的に事業がストップするわけですね。今、銀行へ行かれたら皆さんもお分かりかと思えますけれども、何か変えようとするともう数時間かかる。場合によっては何回も来てくださいと言われる。その間は、社長さんがそこで時間を取られるわけです。これは日本経済にとって極めてマイナスだろうというふうに私は思っていますし、パスポートについても果たして旧姓併記でそのままいくかといったら、なかなか難しい国もあるというふうに聞いています。

あと、さらに不都合で言うと、これは家族を守っていくという意味でもお墓ですね。お墓の中には、もう氏が変わってしまったら、ちゃんとそのお墓を継げないというふうな宗派もあるというか、そういうお寺もあるというお話も聞いていますので、そうすると、本来は家族が大事ということであれば名字も大事なのだろうという発想なのだと思いますが、場合によってはその名字が消えていく。これはもう稲田朋美衆議院議員もおっしゃっていましたが、そこもあるというふうに思っています。そこを考えていくと、やはり区民からのご意見としてもこれは何とかしてほしいということはいろいろ出ている。

そこから、では反対派の方たちの意見もそれは聞かないといけないと思っていて、よく言われるのが子どもの氏ですね。先ほどもちょっと子どもの氏の話が出ました。確かに、私は野党案というか、立憲民主党を含めた法案にすごく怒っているというか遺憾に思っているのが、あれは子どもの氏については出産時に協議するというふうなものになっている。これは法制審議会が出した意見ではないのですね。法制審議会は婚姻のタイミングで決めると言っていて、そうであれば混乱は恐らくそれほど生まれないし、反対の方たちがおっしゃるようなきょうだいで氏が変わって、それで家族がどうのこうのということとはなくなると思うのですけれども、これは残念ながらここで法案を提出した人たちの責任もあると、この混乱を生み出した責任もあるのではないかと思います。

もう一つ、おくの委員も先ほど経験談を話されていましたが、私も両親が離婚をしておりますので、夫婦どちらとも仲はいいのですけれども、じゃあ離婚したことによって家族がばらばらになるかと言ったら、氏が変わってどちらかとは違う氏になりますけれども、それで混乱が生じるかと言ったら特にそのようなことはありませんし、世界を見ても、別に日本以外の儒教を信じている国だってばらばらの国もあるというか、今こうなっているのは日本ぐらいですね。

そういうふうに考えると、では国が動かないのだったら、我々区議会としても区民のそういうふうなご意見とかというのをいろいろ聞きますので、そういう意味ではしっかりと態度を表明する。少なくとも態度は表明するべきかなと、採決で最終的に反対の方が多いということはあると思いますけれども、では品川区議会としてこの本件についてどう考えているのかということには、結論を出したほうがいいのではないかというふうに意見を申し述べさせていただきます。

○鈴木（博）委員

戸籍住民課にちょっと質問をしたいのです。

今弁護士の方から弁護士の立場でお話があったみたいなのですが、私は小児科医なので、子どもの立場から話をしたいのですけれども、これは子どもの立場だったら、子どもの考えとかはどこかに反映されているのでしょうか。

例えば子どもというのは、父親と母親が別姓になったときに選ばせられるのでしょうか。その子どもの悲しみとかはないのですか。誰も被害を受けないと言うけれども、子どもは被害を受けないのですか。父親と母親はそれでいいかもしれないです。子どもの立場というのはどこにあるのですか。子どもの考え方はどこにあるのですか。それは親の都合だけですよ。というふうなことは、この要するに審議とかというので考えられたのかどうか、区のほうからもご説明をお願いしたいと思います。

○吉野戸籍住民課長

お子さんのお名前に関してなのですが、平成8年度の法制審議会の答申では、結婚の際にはあらかじめ子どもが名乗るべき氏を決めておくという考え方が採用されており、子どもが複数いる場合には子ども全員の氏を一緒にするというようなQ&Aが出ております。

お子さんに関しましては、それで決まった氏を変更することができるかというようなこともQ&Aには載っているのですが、こちらのほうでは通常未成年のお子さんが両親のいずれか一方の氏に、例えば離婚のとき自分の氏を両親のいずれか一方の氏に変更するためには、特別な事情の存在と、家庭裁判所の許可が必要とされているというところが答申で出ているような状態です。

○鈴木（博）委員

子どもの権利条約はどうなっているのですかね。

私の質問は終わります。

○松本委員

今の点、出ましたので伺いたいのですが、両親が離婚する際に子どもの意見は反映されるような仕組みになっているか伺います。両親が離婚する際に、氏を子どもがどうするかについて、子どもが、

〔「自分たちのことしか考えていないんだから」と呼ぶ声あり〕

○松本委員

離婚をする際に、子どもが自分の氏をどうするのか決められるような仕組みになっているのか伺います。

○吉野戸籍住民課長

こちらのほうは、お子さんが成年に達したときに、特別な事情がなくても家庭裁判所の許可を得ることはできるというふうに書かれておりますので、未成年ですと、その辺はご両親の判断によるのかと思います。

○松本委員

そういう意味で言うと今の現状も、離婚についても子どもの意見は果たして出せるのか。子どもから、お子さんの相談があって、自分の氏を変えたいと。勝手に両親が離婚して、自分の氏が変わってしまったというふうな相談は来ます。来ますけれども、それに対して親権者が選んだこと。そこに子どもの意見というのはなかなか反映できないというふうな法制度になっている。なので、子どもの意見ということはこの選択的夫婦別姓、別氏の議論の中で考えるにあたっては、では離婚のときはどうするのかということも考えなくてはいけない。

〔離婚は別じゃないですか、離婚は別でしょう〕と呼ぶ声あり〕

○松本委員

何が別なのかはさっぱりよく分からないとは思いますが、そちらについても、子どもの意見ということ言うのであれば、きっちりとその離婚制度、例えば共同親権もそうですけれども、そちらの議論もしっかりとしていかなければならないというふうに思います。

○塚本委員

ちょっと質問なのですが、今回の資料に令和3年に実施した「家族の法制に関する世論調査」の結果ということが出ていて、これは設問の内容がそれ以前の内閣府の調査と変わったということで、令和元年にまたこの請願の監査をされているときにも少し議論になったと思えますけれども、その説明の中身が、聞き方が変わったことによって出てきたこの調査への影響というのは、どのように受け止めているのか思っています。何かしらのバイアスみたいなものが一定程度かかっていたりしているところもあつたりと思っていられるのか、そのことについて教えてください。

○吉野戸籍住民課長

平成29年度のときは、法律を改めても構わない、いわゆる夫婦は同じ名字を名のべきで、法律を改める必要はないとか、そういった内容だったので、令和3年度はちょっと一歩踏み込みまして、夫婦同姓維持というような、維持をすべきという形になっておりまして、「維持した方がよい」、「夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」ということで、一歩踏み込んだ、要は法律をもうちょっと設けたほうがよいというような質問の仕方になっています。

○塚本委員

戸籍住民課の立場でなかなか答えにくいかもしれませんが、その設問が変わったことが、それまでの世論調査の結果に何かしらの大きな影響を与えるものだったかどうかというところで、私は結果に対してそこまで何か大きな変更が起こるような、変化が起こるようなものでもなかったのかなとは個人的には思っているのですが、そこら辺に対する見解みたいなものはどうでしょうか。改めて答えられる範囲で結構ですけれども。

○吉野戸籍住民課長

行政側としましては、やはり国の動向と、あと他自治体の動向をやはり注視させていただきたいと思っております。

○塚本委員

分かりました。

○小芝副委員長

説明ありがとうございます。先ほど塚本委員からもお話がありましたけれども、この3番の「家族の法制に関する世論調査」の結果、もともとの出典の内閣府の政府広報室が出された資料のほうを拝見いたしました。その中で、4つの項目が多岐にわたって質問形式でありまして、全体のアンケートの結果として、この夫婦同姓の制度の維持と、夫婦同姓の制度を維持しつつ通称使用の法制度を設ける。また、この制度の導入、無回答という形にはなっているのですが、これが本当に全てを表しているのかなと思います。

それまでのこのアンケートを見ますと、確かにいろいろな議論の中でこの賛成・反対、この制度の導入に対して影響があるか、また影響がないか。これはかなり拮抗しているところであったのですが、子どもへの影響のところ、大多数、約7割が悪影響がある、影響があると答

えられているのですね。

ということは、確かにこの夫婦別姓に対する考えは、賛成のように思っている人もいるかもしれないけれども、結局それを必ずしも制度の導入のところまでは行き渡っていないのではないかなど。その結果、この約7割以上の方が夫婦同姓の制度を維持していきましょうという結果になっていると思うのですね。先ほど鈴木博委員からも子どもの観点からという話もありました。そういう意味では、まだまだこの夫婦別姓の議論、選択的夫婦別姓の議論は、これからもやはり議論を続けていくべき課題ではないかなと思います。

私は2年前も区民委員会のときにお話をさせていただいたのですが、明治時代から日本の戸籍制度が始まって以降、連綿と続けられたこの制度、このアンケートの中には氏のことをやはり先祖から受け継がれてきたものであるといったアンケート結果が大変大きいものでありますし、これまでの縦系の歴史というのも継いでいくためには、私はこの選択的夫婦別姓というのはまだまだ反対の意見もあります。もちろん賛成の意見もありますけれども、議論は続けていくべきであるかなと思いますので、意見とさせていただきます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和元年請願第21号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

請願を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党からお願いします。

○鈴木（博）委員

世の中というのはいろいろ流れていくもので、時代によっていろいろ考え方が変わっていくというのは、それよく分かる。明治時代と昭和も違うし、昭和と令和も違うし。ただ、そこにはやはり流れという一つの縦の流れがあるし、それから新しいことをどんどん取り入れるというそのチェンジもあるし、やはりその辺は拙速してはいけないと思う。ほとんどの人がちゃんとそれはそうだと受け入れられるような形でだんだん世の中というのは変わっていくべきものだから、少量の声が大きい人の意見がそのまま通ってしまうような社会というのは、非常に私は危険だと思う。

これはもういろいろな立場で、いろいろな意見があるのは非常によく分かりますから、だからこれからもよく審議をして、国民の大多数が、区民の大多数が納得できるような結論が、そのうち落としどころができるのではないかと期待しまして、今回は継続ということをお願いします。

○中塚委員長

公明党。

○塚本委員

最初にちょっと意見を述べさせてもらいますけれども、公明党としては、この選択的夫婦別姓制度については導入するというので、たびたびいろいろところで表明している立場です。

そういう立場ではございますけれども、やはりこの名前という非常に個人のアイデンティティの根幹をなすことについて、やはりこれを何かしらの変更なりということについては、多くの方の合意が大前提かなと思います。

今、この世論調査を見ても意見は分かれています、これはどちらかに寄せれば、やはり賛成の方は賛成す

るし、反対の方はそういう別姓を選択された方に対して様々な批判が起こってきてしまう。それは結果としていろいろな分断を生んだりするということは、決して価値的なものではないと思います。そういうところからも踏まえて、やはり国会での審議もなされているところは見えておりますので、この経緯をしっかりと見守っていくと。まだ結論を出すには早急だというふうに判断して、継続でお願いしたいと思います。

○中塚委員長

共産党。

○おくの委員

この請願、選択的夫婦別姓制度の導入を求めるのではなくて、やはり国会審議を求めている。たくさんの方の賛否、いろいろな意見がある中で、国会で審議してくださいという、審議を求めている請願なので、私は採決をとって採択ということをお願いしたいと思います。

○中塚委員長

結論を出すということですね。

○おくの委員

結論を出す、ごめんなさい。結論を出すで、採択です。

○中塚委員長

品改。

○藤原委員

これ、意見書をということなのですけれども、これは物すごく大事なことだと思うのですね。私はまだ審議していかなくてはいけないと思っていますし、もし出すということであるならば、やはり全会一致で出すべきことだと私は思います。なので、継続。

○中塚委員長

維新。

○松本委員

本日結論を出すで、採択です。

先ほど意見は申し上げましたが、もう一度申し上げると、もう既に法制審議会が要望を出したのが平成8年ですので、時代の流れもある。いろいろ議論はしないといけない。それはそうですけれども、平成8年、もう子どもが大人になる、そのぐらいの時代が過ぎているというふうに思います。

ワードの戸籍をいじるのではなくて、戸籍を変えるのではなくて、法的効力のところでというふうな話もしておりますが、この選択的夫婦別氏、別姓については、法制度の改革方法、変え方は本当にいろいろあると思います。今申し上げたように戸籍制度をいじらずとも、今のような単純なこの形ではなくて、もう少しきちんと法的な裏づけを取っていただくようなやり方もあると思っています。

問題は、先ほどもおくの委員からありましたけれども、国会で審議が全然進んでいないところかと思っています。やり方は国会のほうでしっかりと審議していただければと思うのですが、審議自体がほとんど進んでいないという事態に対して区民の意見も踏まえると、やはりそこは進めていただきたいと思っていますので、本日結論を出す、そして採択というふうに申し上げたいと思います。

○中塚委員長

それぞれありがとうございました。

継続にするというご意見と結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採

決いたします。

それでは、請願第21号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者多数)

○中塚委員長

ありがとうございます。賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、請願第21号は継続といたします。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

(2) 委員長報告について

○中塚委員長

次に、予定表3その他の(2)委員長報告についてを議題に供します。

本日の議案審査の委員長報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

(3) その他

○中塚委員長

次に、(3)その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。明日も午前10時からの開催となりますのでよろしくお願いたします。

これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前11時45分閉会